

令和7年第4回高山市議会定例会

一般質問

◎一般質問の順序

月 日	議 員 名	会 派 名	ページ
6月9日（月）	1. 坂下美千代 議員	日本共産党高山市議団	1
	2. 上嶋希代子 議員	日本共産党高山市議団	2
	3. 松山 篤夫 議員	未 来	3
	4. 車戸 明良 議員	未 来	6
	5. 中村 匠郎 議員	新政たかやま	9
	6. 戸田 柳平 議員	新政たかやま	10
6月10日（火）	1. 平戸 芳文 議員	新政たかやま	11
	2. 石原 正裕 議員	新政たかやま	12
	3. 西本 泰輝 議員	新政たかやま	14
	4. 丸山 純平 議員	みんなで未来をつくる会	16
	5. 益田 大輔 議員	みんなで未来をつくる会	17
	6. 山腰 恵一 議員	高山市議会公明党	19
6月11日（水）	1. 中箴 博之 議員	高山市議会公明党	21
	2. 片野 晶子 議員	創政クラブ	22
	3. 倉田 博之 議員	創政クラブ	24

◎質問時間等については以下のとおりです。

議員の質問のみで40分。質問回数は制限なし。

※ 反問に要した質問及び答弁の時間は持ち時間に含めない。

◎一般質問の内容は次のとおり通告されています。

【坂 下 美 千 代 議員】

1. 国民健康保険におけるマイナ保険証及び資格確認書について

- ① 7月から従来の保険証の有効期限が切れ始めるが、「無保険」扱い等が増えないか心配されている。市はどのような対応を準備しているか
- ② 法律では、75歳以上の後期高齢者には「マイナ保険証」の有無にかかわらず「資格確認書」を全員に交付することになったが、なぜ、74歳以下の人には同様の対応ができないのか
- ③ マイナ保険証を持っている人に送付される「資格情報のお知らせ」と、マイナ保険証を持っていない人に送付される「資格確認書」に違いはあるのか
- ④ 保険料の滞納者は、どのような対応になるのか

2. 少子化と子育て支援の充実について

- ① 放課後児童クラブの長期休暇中の開設時間変更への意見が出されているが、検討すべきではないか
- ② 子育て支援は負担軽減が重要と考えるが、市として小中学校の給食費無償化、高等学校通学費等の無料化等を検討すべきではないか
- ③ もう一步踏み込んだ子育て支援を行うことが求められていると考えるが、市長の考えは

3. 耕作放棄地の解消について

- ① 耕作放棄地はどのくらいあるのか
- ② 耕作放棄地を解消して、米の増産や他の農産物の圃場として活用する取り組みが必要と考えるが、市の見解は
- ③ 小規模農家や新規就農者に対する更なる手厚い支援が必要ではないか

【上 嶋 希 代 子 議員】

1. 物価高騰における支援について

- ①現在の物価高騰において、市民生活や中小企業経営への影響についての認識は
- ②市民への支援の具体策は
- ③水道基本料金の免除の実現を

2. こどもが楽しく学べる学校について

- ①市における不登校、行きしぶりの実態は
- ②生きづらさを抱えるこども、保護者に対する学校での支援内容は
- ③障がい児など支援を必要としているこどもたちに対する補助員は十分に確保されているか
- ④学校において安心して保護者が相談できる部屋や相談員の確保ができないか

3. 荘川産業廃棄物最終処分場について

- ①産業廃棄物最終処分場において、爆発等の事故が起きているが、事故に対する認識は
- ②業者が何らかの理由で撤退した場合の市の対応は

【松 山 篤 夫 議員】

1. 文化財保存活用地域計画の推進体制について

- ①「高山市文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画）の文化庁による認定に向けた進捗状況は
- ②地域計画で求められている「地域総がかり」の体制としては、文化財所有者・地域住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などの参画が想定されている。市の素案においては、「市民、関連団体や行政等との連携により文化財を保存活用する体制を整備」することが方針として掲げられているが、「行政」の中における組織体制について、文化財部局と関係部局は具体的にどのような連携や役割分担をしていく予定なのか
- ③市域は広大で、支所地域まで地域計画の措置を及ぼせるためには支所との連携が必要だと考えるが、地域計画推進における支所の位置づけはどのようなになっているのか。また、広大な市域において文化財の保存・活用を図っていくためには、例えば支所地域ごとに「文化財・地域計画推進担当職員」を配置し、同時に文化財課職員にも担当ブロックを割り当てて各地域の課題とその対応について役割を持たせると良いと考えるが、市の見解は
- ④今回の市における地域計画策定にあたっては、事前調査での文化財リスト作成が内容的に十分であったか検討が必要だと感じる。つまり、天然記念物については委託事業として樹木の現地調査がなされたものの、それ以外の未指定文化財については文献調査によるリスト作成にとどまっており、市内各地域の現地において有形無形の未指定文化財を全て調査するような文化財の把握作業は実施されていない。今後、地域の文化財を網羅的に把握していく取組は計画されているのか
- ⑤市の地域計画素案においては、策定の主なポイントの一つとして、取組に対する多様な主体の連携が示されている。その中で、連携する地域の団体として各まちづくり協議会に期待される役割はどのようなことを想定しているか

2. 農業政策について

- ①過剰と言われたコメが突如「足りない」と言われはじめ、急速にコメ不足が顕在化した。「コメ離れ」に即して生産量を減らし、販売価格の大幅下落を防ぐことを主眼としていた農業政策であったが、今回のコメ不足を教訓として、供給不足に陥るリスクを減らす方向に舵を切る必要があると考えるが市の見解は
- ②農業従事者の高齢化が進み、後継ぎがいなくなりつつあるが、要因の一つが収入の問題である。市の見解は
- ③食料・農業・農村基本法改正法では「規模拡大によるコストダウン、輸出拡大、スマート農業、海外農業生産への投資」が大きく取り上げられているが、コスト高に苦しむ農家の所得を支える抜本的な対策となるのか、市の見解は
- ④コメの概算金について、各地のＪＡでは農家に前払いする「概算金」を昨年と比べ３割から４割ほど引き上げる動きが広まっているが、岐阜県の場合は
- ⑤「令和の米騒動」で日本酒の原料になる酒米も２０２５年産の高騰が避けられない情勢となっている。全国の酒蔵がユネスコの無形文化遺産登録を追い風にしたい気持ちとは裏腹に、小売価格に転嫁しても受け入れてもらえるか、そもそも十分な原料を確保できるのか、危機感を募らせている。石川、宮城、秋田、長野県などで酒米の購入に関する費用の一部補助や消費者に対する価格転嫁への理解を促す取組が進められているが、市における酒米の生産状況と酒米高騰による酒蔵の影響をどのように把握しているのか
- ⑥日立市では、物価高騰の影響が長引く中、子育て世帯の家計の負担軽減を図るため、１８歳以下のお子さんのいる世帯を対象に、お米などの購入に利用できる「お米ギフト券」（４，４００円相当分）を配布。配布を通して、農作物と農業生産者のことを考える機会も増えることになる。子育て支援応援事業として市も実施する考えは

3. 森林火災について

- ①この春、日本で大規模な山火事が相次いだ。世界では山火事が深刻化している。山で生計を立てる人が少なくなり、管理が行き届かなくなった山が増えている。枝や落ち葉が堆積しているところに人為的な火がつき、風で広がるという山火事リスクがある。市においても山火事が発生したら大規模化する可能性はある。山林火災防止策と火災発生時の消火体制の整備状況は

4. 産業政策について

- ①トランプ関税による地元企業への影響について市の見解は
- ②物価を考慮した働き手一人あたりの実質賃金の前年度比は
- ③人手不足による需要への対応力低下の影響をどのように把握しているか
- ④柔軟な働き方の導入や多様な人材の活用、さらには生産性向上に向けた取組など自社にあった対策を講じることで機会損失を最小限に抑えることが重要となるが、市の支援策は
- ⑤人手不足の中で優秀な若者を取り込もうと、初任給など若年層の賃上げが加速している。経営者側が人材獲得競争に対応するため、賃上げの原資をより若手に多く振り向けている実態があるとの指摘があるが、市の状況は
- ⑥労働供給制約という構造的な人手不足の局面において、持続可能な経済基盤や生活維持サービスを再構築するためには、どのような現状認識と課題の共有、変革が求められるのか、市の見解は

【車 戸 明 良 議員】

1. 松本高山Big Bridge構想の推進について

- ①松本高山Big Bridge構想は松本と高山をあたかも大きな橋が架かったように自由に皆さん方が、いろんな方面に足を延ばしていただきながら交流していただくという意味で名前がBig Bridgeとなっている。両市だけではなく岐阜県、長野県さらには、環境省、観光庁、林野庁の国の機関も一緒になり、中部山岳国立公園を活用した新たな世界に向けたリゾート地をつくっていききたいというものだ。これを進める中心母体として、松本市と高山市という県を超えたその地域で1つのDMOをつくり、そのDMOの経営力により、地域全体でその構想を持って進め、この地域の自然を世界に訴えていくとしているが、取り組みと現状は
- ②構想実現プロジェクト基本計画に定めて推進されている状況の中で、具現化する方策としてモデルルートを開発して国内外メディアへのプロモーションをはじめ、インフルエンサーの招聘、SNSによるPR等を実施していくとしている。特に、旅人が、1週間程度そこに滞在しても十分満足できるような環境を「世界水準」と捉え動き出しているが、それらの推進状況は
- ③松本高山Big Bridge実現プロジェクトを原点にした「信飛トレイル」（中部山岳国立公園南部地域横断する歩く道）は、松本と高山を結ぶ全長117kmの歩くトレイル（歩くための道）であり、トレイルルート検討チームが立ち上がり、一般社団法人信飛トレイル準備委員会が設立され、6つのセクションも決まり、今年6月にガイドツアーを開始し、7月にオープンされようとしているが状況とねらいは
- ④環境省は、国立公園満喫プロジェクトの更なる展開として、令和5年6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を策定した。これに基づき、昨年8月に、国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業の対象とする4つの国立公園のひとつに本地域が選定・公表された。これを受けて昨年10月に利用拠点を選定し「利用の高付加価値化に向けた基本構想」を公表しているが、それらの内容と乗鞍岳のマスタープランづくりの取り組みは

- ⑤乗鞍岳周辺の上質化は、世界水準のナショナルパークを目指していくには、重要である。乗鞍バスターミナルは乗鞍岳をはじめとする山岳観光の玄関口として注目されるが、老朽化が進んでいること。また、案内所や展示場の機能が活かされていないことや、バスの乗り降りの待合所がないため、お客さんが低体温症になりやすいなど課題は多い。今回の国のモデル事業を活かし、乗鞍バスターミナルの滞在型機能も含め、大規模改修など、市としてチャンスと捉えられるがその役割と考えは
- ⑥この構想の推進にあたっては、ビジョンと、その地域を旅する人たちが山や自然や人や文化などを学べるような物語をつくるなどのストーリーを重ね合わせ進めるとしていることと、もう1つは、山岳観光の視点からアルピニストの人達だけでなく、国内外の方々も手軽に活用出来る場を広げていくとしている。2025年度までに方向性を具体化し実施してスタートしたいとしてきたが、今後の展開は。また乗鞍岳の資源の磨き上げや上質化の観点からすれば、乗鞍岳の7つの池の活かし方、特に五ノ池、日本で2番目に標高の高い権現池は注目されるがそれらの動きは

2. 観光政策と官民連携について

- ①飛騨高山観光ビジョンは2025年から2029年の期間で策定された。昨年4月、市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を踏まえ、民間主体で策定するとしていたが、行政と観光地域づくりの組織（DMO）の役割分担をはじめ、ポイントは
- ②観光振興の要として、地域DMOである一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会は、長きにわたり中心的な役割を担いながら、様々な団体と連携して観光誘客に取り組んできた。今年度から、観光を活用した地域資源の保護・活用や人材育成、郷土愛の醸成などによる持続可能なまちづくりを発展させるため、行政が積極的に関与し既存組織の強化、育成を図ることで観光地域づくり組織の充実を図っているが、どう変わり動き出しているのか

- ③飛騨高山観光ビジョンでは、支所地域の観光協会がDMOの会員となって、独自色のある地域資源の掘り起こしや誘客に一体感を持って取り組むとしているが、どのように進めるのか。飛騨高山観光地域連携委員会の機能や、地域創造グループの施策推進の取り組みは。エリアの独自性とそれを共に活かす施策（ガイドに着目）などにより、伸びてきた平地（まちなみ）観光と高地（自然）観光が伸びることで、バランスのとれた、国際観光都市の実現を目指せると考えるが
- ④一般社団法人飛騨・高山コンベンション協会は、DMO、観光地域づくり法人として、新たに組織の充実を図っている。一方、新たな観光組織（DMC）は、旅行プランなど地域の観光サービスの提供を行う営利型組織といえる。地域全体の観光振興を推進するには、名パートナーとして期待されるが、最近、DMC事業者が立ち上がり、観光及びまちづくりに関するコンサルティングや旅行業などを行うなどしている。経済の域内循環としても注目されており、既存の事業者もある中、他にも新たな動きも芽生えてきていると聞くが、そんな状況をどう捉え、DMOとDMCのあり方など考えは
- ⑤DMOの財源は、今年より宿泊税も取り入れて新体制で観光地域づくり法人として取り組んでいるが、事業の内容と適切さなど、透明かつ公正な健全運営のためのガバナンスの強化や地域のステークホルダーとの連携強化が重要と考えるがその仕組みなど取り組みは
- ⑥「先駆的DMO」の認定を目指すとしているが、持続可能で国際競争力のある魅力ある観光地域づくりを目指す登録DMOで地域全体の活性化を図り、観光による受益を広く地域に還元するなどを要件とし、観光庁が公募により選定する。マネジメント強化支援などを受けられるが、取り組み状況は。今までに、京都市・田辺市・下呂市の3法人が選定されていたが、令和6年には白馬村が新たに選定された

【中 村 匠 郎 議員】

1. 観光地ならではの働き方・暮らし方に対応した制度の見直しについて

- ①土日勤務を必要とする家庭にとって、毎回の休日保育申請は心理的・制度的負担が大きく、制度の利用をためらう一因ともなっている。市として、申請手続きの簡素化や制度運用の見直しを行う考えは
- ②年末年始等の繁忙期における観光業従事者の保育・育児支援制度の充実に向け、宿泊税を「観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援」の一環として活用する考えは
- ③他の観光地自治体で成果をあげている「ラーケーション制度」の導入についての市の考えは

2. 部活動の地域移行に伴う移動ルール・保護者の送迎負担について

- ①地域移行により、通学する学校とは異なる場所での部活動・クラブ活動に参加する生徒の移動に際し、どのようなルール・配慮を設けているか
- ②核家族化・共働き世帯の増加により、部活動に限らず子どもの送迎負担が非常に大きいとの声が上がっているが、市の認識と課題意識は
- ③多様な学びの保障と地域の働き手確保の観点から、年間を通して柔軟な移動ルールの整備を進める考えは

3. 部局横断の取組みを推進する体制・予算措置について

- ①枠配分方式による予算編成を導入し、2度の予算成立がなされたが、その導入によって得られた効果と、明らかになった課題は
- ②枠配分方式のもと各課が優先度に基づき事業選択を行う一方で、部局・支所を横断した取り組みに対する推進体制や予算措置はどのように工夫されているか
- ③複雑化する社会課題に対応するため、「課題を軸に動く」部局横断の取り組みをより積極的に推進する必要があると考えるが、推進するために必要な人材育成・職員の意識醸成・予算措置等の仕組みづくりを強化する考えは

【戸 田 柳 平 議員】

1. 猟師の高齢化と鳥獣被害対策の抜本的強化について

- ①害獣駆除について、市は現場の実態に見合った報酬体系をどのように認識し、契約の仕組みにどう関与するのか。猟師の高齢化が著しい現在、近い将来担い手が激減することが予測されるが、今後の害獣駆除のあり方は
- ②公共のトレーニングフィールドとしての市有林等の提供や、農林水産省の制度を活用した育成制度の整備、ジビエハンター育成制度の導入支援についての考えは
- ③移動式処理場や小型冷蔵車の導入支援を含めた、食肉処理体制の整備についての可能性は
- ④現役猟師による技術指導体制の整備や、講師謝礼制度の構築について検討する考えはあるか

2. 介護人材不足への対応と地域福祉の持続可能性について

- ①市における介護人材不足の深刻な実態と、外国人材の受け入れ等に伴う多様な負担について、市はどこまで把握し、どのように対応しているのか
- ②介護福祉の現場の声を踏まえた人的課題や職場環境などの構造的な実態の把握と、ハローワークや労働基準監督署など関係機関との連携強化に取り組む考えはあるか
- ③介護現場での離職は待遇面だけでなく、その背景には要因の一つとして利用者・家族との関係性に起因する精神的ストレスもある。市としてその現状をどう認識し、改善に向けた体制整備に取り組むのか
- ④離職防止と業務負担軽減のため、医療・福祉・介護の情報連携をＩＣＴで支援する体制整備や、市独自の就労環境改善策を導入する考えはあるか
- ⑤支所地域のサービス提供が困難となりつつある現状を踏まえ、市は生活機能を集約できる地域への移住支援や、インフラ再設計を含む中長期的な福祉ビジョンを検討しているか

【平 戸 芳 文 議員】

1. 肉用牛における粗飼料の域内自給促進と支援の方向性について

- ①粗飼料生産支援の制度について、事業実績を踏まえた国県との連携や課題に対する市の現状の認識は
- ②主食用米への作付転換が検討される中で、市は粗飼料の安定供給に向けてどのように状況を把握し、中長期的な支援や啓発に取り組む方針か
- ③粗飼料の品質基準の明確化、畜産農家との直接的な対話・技術指導の機会の創出、生産者と利用者のすり合わせとマッチングを円滑にする仕組みについて、市はどうか考えているか

2. 新給食センターの多機能化による地域課題の包括的解決について

- ①市内6か所の給食センターにおいて、災害対応機能としてどのような機器・備蓄が整備されているのか、また計画中の新給食センターにおいては、統廃合後の体制をどう見据えて設計しているのか
- ②高齢者施設や子ども食堂との連携、公民館等への配食など、まちのセントラルキッチンとして多機能化の実現に向けた市の方向性は

【石 原 正 裕 議員】

1. 飛騨高山ウルトラマラソンの開催に伴う課題と、今後の在り方について

- ① 13回の積み重ねから把握する、定量的・定性的データに基づき、市の示す「公益性」の検証からの事業評価とは
- ② 自治体委託大会として運営を民間委託しているが、契約内容や金額・成果評価を踏まえ、市の管理・監督の所在から、透明性を示す公共性と営利性の線引きをどう捉え、費用対効果として示すのか
- ③ 大会開催における年間ボランティアの参加人数・参加団体数と年代構成の推移は
- ④ 開催を重ねる中で、ボランティア活動への協力意識の変化を、どの様に捉えているか。持続可能な飛騨高山ウルトラマラソン運営には、ボランティアの協力は不可欠であり、ご協力頂く皆様への「感謝のかたち」となる、支援制度等の導入を検討すべきと考えるが、市の見解とは

2. 御嶽山の国定公園化に向けて、市の関わりと今後の取り組みへの考えは

- ① 御嶽山国定公園化に向けてのメリットを捉え、国や関係自治体との協議や連携を図る中で、公園事業における公園事業の位置づけ等と、市における公共施設等総合管理計画などとの整合性を含め、どの様な理解の基に方針を固めていくのか
- ② 御嶽山の国定公園化を目指す中で、チャオ御嶽スノーリゾートの問題は、株主である市がスピード感を持って法的責任の履行を求める事であり、これ以上の長期化は、環境への負荷・国定公園化への遅延、更に物価高騰等により最終的な費用増大にも繋がることから、跡地の問題として認識し、国定公園化という公益性の高い目標達成に向けて、プロセスの停滞とならぬ様、ステークホルダーとの連携・協議を重ね、現実的かつ段階的なアプローチと、地域の将来を考える自治体として、舵取りをする役割を果たすことが重要と捉えるが、市が跡地問題解決へと前に進めるための関わりと、国定公園化に向けた整合した取り組みへの考えとは

3. 市における「星空の街・あおぞらの街」としての、魅力向上と持続可能な環境保全に向けた、今後の取り組みについて

①市は環境省が主導する「星空の街・あおぞらの街」全国協議会に登録している現状からも、「星空の街・あおぞらの街」としての価値を高め、持続可能な環境保全を推進していく為の、具体的な取り組みへの考えは

②市の美しい星空・あおぞらを観光資源として、より積極的に活用した観光振興や地域活性化に繋げる、施策への考えとは

③環境教育を深める価値には、内面的価値と社会的価値を高める効果が考えられるが、「未来へのバトン」として繋げる環境教育の価値とは何か、教育とする必要な視点とは

【西 本 泰 輝 議員】

1. 人口減少と女性・若者の都市部への流出問題について

- ①第九次総合計画では、生産年齢人口における社会増減を段階的に改善し、2050年を目標に転出超過を解消することで、人口減少の抑制を図り、特に、10代後半から20代前半の一時的に市を離れる若者が将来戻りたくなるまちの実現を目指すとしている。今後どのように改善し、転出超過を解消して若者が将来戻りたくなるまちを実現していく考えか
- ②高校2年生を対象として令和5年に実施したアンケート調査によると、居住地域への継続居住、Uターン意向は、「一度まちを出て、また帰ってきたい」が55.3%と最も高く、次いで「住み続けたい」が24.8%。どのようなまちであれば住んでみたいと思うかについては、「買い物が便利なまち」が49.5%と最も高く、次いで「娯楽施設が充実したまち」が40.2%、「働く場所が多いまち」が36.0%という順になっている。第九次総合計画においては、どのように施策に反映していくのか
- ③全国的に女性や若者が地方を離れ、都市部で進学や就職をする中で、地方では女性を選べる職種が限られて非正規しかない場合もあり、雇用は不安定で、賃金も男女間の格差が大きい傾向がある。市内の正社員の平均所定内賃金は、令和6年度調査で全国を男性が約6万6千円、女性が約7万4千円下回っており、男女間の格差は9万円以上あるが、市では、女性の就労環境など働き方や男女の賃金格差の問題をどう捉え、どのように改善に取り組むのか
- ④市では、令和5年度に総合政策部総合政策課に若者・女性活躍推進担当監を新設し、今年度から市民活動部協働推進課にその事務を移管している。商工労働部との連携などにより、若者・女性の地元就職や就労環境など働き方の改善にも役割を果たしていると思うが、これまでの取り組みや成果、今後の展開は

- ⑤高山市産業振興計画では、「本社機能の移転や工場などの新設・増移設などの企業立地優遇制度の活用による新たな産業立地の促進」、「情報通信技術産業やクリエイティブ産業の立地促進」に取り組むこととしている。女性・若者のＵターンやＩターン、移住などの重要な施策であり、取組を強化し成果が上がるよう期待しているが、現行の体制で施策が十分実施できるのか。どのように取り組んでいく考えか
- ⑥市では、高校３年生の８割以上が進学や就職を理由に市外へ転出し戻らない状況がある中で、地元の高校生たちが市民活動団体「MAP実行委員会」を立ち上げて自ら企画運営し、地域と若者のつながりを深める場を創出している。「MAP実行委員会」は、大学生になってもつながりを大事にしているが、都市部へ進学や就職しても何らかの方法で、市などがずっと広報紙や就職・事業継承情報、市内のイベント情報などを提供し、つながりを持ち続けることが大事であり必要ではないか
- ⑦市内では、飛騨高山フューチャープロジェクトで小中学生を対象に「地域お仕事発見隊」を募集したり、高山商工会議所が「ユーターンシップ」という事業を実施したり、高山市雇用促進協議会が「YAONA」という市内若手社員向けセミナーを開催するなどの新たな取り組みが始まっており、市役所では、関係部署が連携して人口減少や女性・若者の都市部への流出問題に取り組むとともに、関係団体等の事業や活動を支援している。今後は、さらに連携を深め全庁的に取り組む庁内プロジェクトチームを設置するなど、推進体制を強化して諸施策の相乗効果や実効性を高め、関係団体等の熱意を各方面から支援する中で、企業・事業所はもとより家庭・学校・地域と協力して人口減少の緩和と、女性・若者の都市部への流出問題解消に取り組んではどうか

【丸 山 純 平 議員】

1. 教育現場における生成A I の活用について

- ①全国的に教育現場で生成A I の活用事例が増えてきている中、市内の小中学校での活用状況は。他自治体の先進事例を踏まえた活用可能性の検討は
- ②授業準備やテスト問題作成、校務の効率化などの教員業務における生成A I の活用可能性は。導入に向けてニーズや課題の把握は
- ③文部科学省は生成A I 活用のガイドラインを示しているが、実際に教職員に浸透しているのか。市教育委員会として、教職員や児童生徒に向けた活用方針や研修の仕組みは
- ④急速に進化するディープフェイク技術により、児童生徒が名誉毀損やわいせつ被害、いじめ等に巻き込まれるリスクが高まっている。情報モラル教育の見直しに加え、相談・通報体制の実効性、警察・保護者との連携体制の整備状況は

2. 「仮称：高山市多文化共生センター」の設置について

- ①市は「第九次総合計画 実施計画・財政計画（前期計画）」の中で、『仮称：高山市多文化共生センター』の設置を重点事業として位置づけている。設計段階から市内在住外国人や雇用する企業、支援団体等の当事者の声を丁寧に聞き、反映していくことが重要と考えるが市の見解は
- ②日本語教育や生活支援に携わる人材の育成・配置が先行的課題であると考えますが、市の現状認識と対応は
- ③「多文化共生」という理念が市民の間にも浸透しつつある一方で、今後は外国人住民を支援の対象にとどめず、地域づくりの担い手としてともに価値を創り出す「共創」の視点へと、政策ビジョンを進化させていくことが求められる。市の考えは

【益 田 大 輔 議員】

1. ビジネスケアラー支援とメンタルヘルスへの配慮について

- ①本市におけるビジネスケアラー（働きながら介護を担う人）の実態把握や相談件数の現状は
- ②介護休業制度や柔軟な働き方の導入・周知に向けた、市内事業者との連携の取組の状況は
- ③地域包括支援センターや市の相談窓口における、ビジネスケアラー支援体制の整備方針の状況は
- ④ケアラーの孤立や精神的不調を防ぐメンタルヘルス支援の必要性に対する市の考えは

2. 5歳児健診を活かした早期発達支援と多職種連携の体制強化について

- ①本市における5歳児健診または就学前の発達確認体制の実施状況と対象児童の把握をどのように行っているのか
- ②健診結果を支援につなげるための多職種による連携・情報共有の現状と課題は
- ③保護者が「気になるけど相談できない」と感じた際に支援につなげられる仕組みづくりを構築する考えは
- ④先進事例を参考に、5歳児健診を起点とした支援計画を導入する予定は

3. 依存症支援とスティグマ解消に向けた地域体制の強化について

- ①本市における依存症（アルコール・ギャンブル・ネット・薬物等）に関する相談件数と傾向の把握状況は
- ②当事者及び家族への支援体制と、保健・医療・福祉機関との連携の現状は
- ③依存症に対する偏見（スティグマ）を解消し、早期相談や支援につながる啓発についてどのような取組を行っているのか
- ④県の精神保健福祉センターとの連携と、市としての独自の役割・強化の方向性は

4. スクリーンタイムとこどもの心身への影響に関する支援と啓発について

- ①本市におけるこどものスクリーンタイム（スマホ・ゲーム等）の実態把握の状況は
- ②長時間視聴が発達・睡眠・学校生活・不登校傾向に与える影響に対し、市ではどのような認識を持っているのか
- ③保護者向けに、使用ルールづくりや時間管理を学べる講座・資料等の啓発支援に対しどのような取り組みを行っているのか
- ④教職員向けに、ICT活用と依存予防を両立するための研修や支援の整備状況は

5. 農と地域資源を活かした心豊かな暮らしの創出について

- ①「半農半X」的な暮らし方・働き方に対する市の考えは
- ②耕作放棄地や地域資源を活用した新たな担い手や多様な生き方を受け入れる仕組みづくりの構築に対する市の考えは
- ③市民が里山にふれ、楽しみ、学ぶことを通じた保全と活用の好循環づくりに対する市の考えは

【山 腰 恵 一 議員】

1. リチウム蓄電池等の適正な処理について

- ①環境省から市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について通知された。市は現状と課題をどう捉えているのか
- ②リチウム蓄電池等を適正に処理するためにも分別回収する考えは
- ③リチウム蓄電池等は、どのような製品に使用されているのか十分に周知されていないため、使用されている製品の品目を具体的に示し、不適切なごみ区分への混入を防ぐ周知が必要と考えるが

2. 安心して子育て・教育できる環境について

- ①病児保育の利用状況と課題は。また、安心して利用できる環境への改善策は
- ②子育て情報を一元化したポータルサイトを立ち上げ、スマートフォンやP CなどのSNSを活用した情報提供への考えは
- ③誰もが安心して授乳・搾乳ができる環境づくりの考えは
- ④子育て世代の経済的負担を軽減するため、小中学校等へ入学する児童生徒への入学準備支援補助を考えられないか

3. 带状疱疹ワクチンの予防接種について

- ①令和6年4月1日から50歳以上の希望者に接種費用の助成を行ったが、令和6年度末までの接種状況は
- ②令和7年度から国の定期接種となった対象者の見込み数、周知方法及び接種までの流れは
- ③定期接種対象者以外の50歳以上なら任意接種が継続して受けられるが、定期接種と任意接種との違いは
- ④带状疱疹ワクチン予防接種後に健康被害が生じた方への対応は

4. 加齢性難聴の早期発見について

①加齢性難聴への認識と早期発見に向けた市の考えは

②ヒアリングフレイル（耳の虚弱）チェックができる機会を設ける必要があるのではないか

③難聴高齢者の補聴器購入費用の助成対象者を拡充する考えは

【中 箴 博 之 議員】

1. DXの活用推進について

- ①マイナンバーカードによって受けられるサービスの現状は
- ②医療面のDXを積極的に進める必要があるのでは
- ③医療MaaSの今後の展開について青写真は描けているか
- ④マイナンバーカードの空き領域の活用拡大の考えは

2. 高齢化する障がい者への対応について

- ①障がい者福祉サービスを受けている方の介護保険サービスへの移行の現状は
- ②異なる二つの制度の間で柔軟なサービスの組み合わせや優先度の判断は
- ③障がい者福祉と高齢者福祉という分野横断の課題に今後どう取り組むのか

3. 枠配分方式の予算編成について

- ①実際の配分枠は誰がどういう基準で決めるのか
- ②各部局の裁量による主体的な事業実施に結びついているのか
- ③財政による査定や調整について、在り方の検証が必要なのでは
- ④教育・子育てに対する予算配分枠は十分と言えるか
- ⑤教育委員会から予算要求された事業へのゼロ査定は方針に逆行するのでは

【片 野 晶 子 議員】

1. 多様な学びの保障について

- ①市は「こどもの居場所促進事業」として、学校以外の民間主体の居場所への支援制度を創設した。不登校児童生徒への取組として極めて先進的であり、全国のフリースクール関係者からも驚きと称賛の声が集まっている。全国に先駆けて、この制度を創設した理由やこどもたちに対する願いや思いはどうか
- ②小中学校の不登校児童生徒や学校での配慮を要する児童生徒が学校以外の居場所を望む場合、こどもたちがより多くこの新制度を活用できるようにするため、市としてできることは何か
- ③不登校ではあるが、学校以外の居場所に通う努力をしたり、その環境で学ぼうとしている児童生徒やその保護者にとっての不安要素の一つは、「欠席」になることである。「にじ色」は「出席」、「であい塾」は「出席扱い」となっているが、民間のフリースクールに通う場合は「欠席」となっている。県内には「出席扱い」としているケースもある。こどもたちや保護者の安心のために、民間のフリースクールや居場所も「出席扱い」とするためにはどのような要件が必要か

2. ペットとの同行避難における避難所の対応について

- ①ペットとの同行避難をされる方に現在どのように対応しているのか。また、避難した後、受け入れ可能な指定避難所の場所や避難所のルール、備蓄などの状況も市民に周知しておく必要があると思うがどうか
- ②補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）については身体障害者補助犬法により、公共施設等での受け入れが義務付けられており、原則として拒否できないが補助犬の受け入れに関する具体的な指針や必要なスペースの確保はどうなっているか
- ③「飛騨高山観光ガイド」でペットツーリズムをPRしているが、ペットの同行避難に関する情報や補助犬同伴避難者への配慮に関する情報を観光客に対しても発信が必要と考えるがどうか
- ④避難所における、市とまちづくり協議会などの協働組織の役割は何か

3. こどもの健やかな成長について

- ① 2024年度5歳児健診を行っている自治体は14%であった中で、今年度、市でも健診を始めたことは大いに評価される。健診を行った結果、見えてきたことは何か。発達上の課題や懸念があった場合、言語聴覚士や公認心理師等による事後指導が行われたとの報告があるが、その後の継続支援はどのようなになっているか。また、健診の実施に当たり、保護者の反応はどうであったか
- ② 保育所や幼稚園などのこどもの安全への対策や配慮、責任が求められることは重要であるが、「屋内外での身体を使った遊びが十分にできず、発育上問題があるのではないか」という意見がある。乳幼児の体力や身体能力、発達などのデータはあるか。また小学生の体力テストのデータから見る近年のこどもの体力に対する見解はどうか
- ③ 乳幼児の遊びの現状と課題について、日々、こどもたちに向き合っている現場の保育士の声を直接聞く機会が必要と思うがどうか
- ④ 身体を使った遊びは、こどもの心身の発達や運動能力・体力向上において重要な役割を果たしている。この重要性を園や保護者、また地域社会に伝えていくために、こどもが身体を使って遊べる場所や機会を増やし、利用促進につながる情報提供にもさらに力を入れるべきと考えるがどうか

【倉 田 博 之 議員】

1. 高山市荘川義務教育学校（仮称）等整備事業に伴う行政手続の妥当性について

①工期変更に係る議決の要否について、議決事項の行政実例では、昭和25年12月6日に自治省行政課長から佐世保市議会に対し「①契約の目的 ②契約の方法 ③契約の金額 ④契約の相手方」が例示されており、そこに工期は記されていないが、翌昭和26年11月15日に京都市理財局長あてに通知されたものには「地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により議決を得た契約について変更契約を締結しようとする際、当初の議決の際に議決を得た事項の変更については再度の議会の議決を要する」ことが示されている。本市の議案書に工期は載っていないが、工期の決定は公共工事請負契約の必須要件であり、議会の審査においても必ず質疑されるもので、議会はそれも含めた契約内容全般を審査し議決する。また建設業法でも、工期変更は契約変更を要する重大な位置づけであり、市からも「工期を議決要件でないとする法規上の根拠はない」と聞いている。併せて、軽微な契約変更は地方自治法第一八〇条第一項の規定に基づき長による専決処分が許されているが、「変更契約内容が軽易かどうかは議会の権限に属することであり、その判断は議会において決定すべきものである」ことも、地方財務実務提要には示されている。従って工期の変更は、議会への報告なしに、行政が一方的にその軽重を判断すべきものではないはずだ。荘川義務教育学校（仮称）等整備工事請負契約の変更においては、本年3月定例会において契約金額の変更が上程されたが、その際、工期変更の内容は議会に示されることはなかった。なお当該工事の工期変更は実は2回行われており、1回目は本年1月14日、当初計画令和7年3月14日から3月26日へ、2回目は同3月26日に、3月26日から6月27日へと行われている。しかしながら、その2回とも、市から議会に内容報告されていない。あまつさえ3月定例会の本会議においては「変更を出すタイミングがなぜ3月14日の工期間際なのか。工期はどうなるのか。」との質疑に対し、変更のタイミングには十分な答弁がないままに「工事は現在もできる範囲はしっかり進捗しており、工期の延長は現在検討中だ。」と答弁されている。2月26日の当該質疑の時点では、すでに一度目の工期変更を行っているにもかかわらず、まったくその事実を隠蔽したままの答弁だ。また、同定例

会 3 月 1 2 日の福祉文教委員会では、市長より「今回については、こういった状況になり非常に不本意で、皆さんにも迷惑をかけた。今後、契約変更などは議案となる前にも内容を議会に報告しながら進めるよう、行政幹部に通達した。」とのコメントをいただいているが、市長の思いにもかかわらず、その後決定された工期も議会に伝えられず、福祉文教委員長が所管課に出向いて聞き取りを行うまで明らかにされなかった。議会において、昨年来 1 年近く問題視し、各種調査や市との意見交換を重ねてきている本件に関し、市の一連の対応はあまりに不誠実で、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ない。行政幹部は市長の通達をどう受け止められたのか。今後も市長の思いを軽視されるのか。1 月 1 4 日に行われた工期延長は、なぜ何のためにこういった意図で行われたのか。その時点で、なぜもっと延長期間を長くとはなかったのか。結果的に 3 か月も工期が延びる当事案に対し余りに甘い見通しではなかったか。すでに一度工期延長が行われていた 2 月 2 6 日の答弁は、なぜそれに触れず「工期延長は現在検討中」としたのか。答弁が虚偽であるならば地方自治法上の責任を問われ、答弁が正しかったのならば、変更契約書は後付けのものとなり公文書管理法違反の疑いが頭をもたげる。いずれにしても大きく糾弾されるべきものであり、正確で詳細な経緯の説明とともに、その時々の方針の議会対応、イコール市民への説明責任の在り方についての弁明を求める

- ②市は指定確認検査機関の「株式会社ぎふ建築住宅センター」に対し本事業の完了検査申請書を提出しているが、それには宛名と申請者と工事管理者である大建設株式会社完了事実認定文言があるのみで、申請の日付が記載されていない。本当にこの書類で申請されたのか。市は市民からの様々な提出書類に対し日付のないものを受理するのか。市民はダメだが市長名の申請書なら許されるのか。まずはこういった書類が公文書として通用するのかを伺う。また、申請書にある【検査を申請する建築物等】の欄には建築物のみにレ点が入っており、その他の設備や工作物は検査対象外となっているが、3 月 1 9 日に検査され 3 月 3 1 日に株式会社ぎふ建築住宅センターから交付された検査済証では、検査対象は 2 3, 9 1 1. 4 8 m²のグラウンド工事まで含めた敷地全体であり、そうするとこれは未完了部分も含めた検査済証となるのではないかと。検査済証は対象工事の完了検査なしに出されたものとなる

が、行政手続上著しく問題のある行為ではないのか。建築基準法を逸脱した解釈及び行為と捉えられるが、その経緯と適法性について伺う

③工事中の建築物は、検査済証の交付を受けるまで原則的に建築物の使用が禁止されている。また検査済証は完了検査を経て交付されるが、完了検査は対象の工事が建築物・工作物など全て完了したのちに申請され実施されるべきものだ。工事未完了で年度をまたいでしまった本件は、結果として開校式や運動会など学校行事にも大きな影響を与えてしまったが、未完了の段階で施設使用をやむなくされたことについてお尋ねする。市は、建物は完成しているのだから使用部分だけの検査済証をもらって使用したと主張されるが、一体工事においての部分完了をもって出された全体工事の検査済証は、使用にとって本当に有効なものなのか。“外構部分は未完成でも建築物は完成しているので、完成部分を施主が使用したい”という場合、本来であれば事業者が指定確認検査機関に「仮使用申請」を行い、当該機関より「仮使用認定」を受けて初めて施主は建物部分を使用できる。その後工事の全部分が完了したのち、完成検査を経て検査済証が交付されるのが正規の手続きであり、建築基準法の本旨だと捉えているがそうではないのか。市は完成部分について検査済証が発行されたことを理由にして、仮使用申請及び認可の手続きを行っていない。「建築物本体の工事は完了しているが、外構工事が終わっていない場合」というケースは、指定確認検査機関が仮使用認定を行う際の事例としてはっきりと建築基準法に示されているものだ。指定確認検査機関は、民間の工事に対しても完了部分の一部検査を持って検査済証を交付するのか。仮使用申請のない工事中の建物の使用を許可するのか。それとも、自治体が施主である場合は、法に沿わない特例も許されるのか。検査済証は再交付できないとなっているが、未完了部分がありながら検査済証が交付された本工事において、工期延長後の完成時の完了検査と検査済証はどうなるのか。説明を求める

④国の補助金を受けるにあたって補助対象事業としての当該工事の申請はどうなっているか。建物工事と外構工事を別工事として申請しているのか。国の補助は、補助対象と決定した「荘川義務教育学校（仮称）等整備事業」という事業について交付されるものであり、その全体像の中で補助対象となる内容とそうでない部分が考査

され、対象工事に対する補助額が積算されるのではないのか。であるならば、いくら補助対象部分が完成していたとしても、補助対象事業自体が年度内に完成せず、年度をまたいだ継続事業に切り替わった事実において、本当に補助金に影響しないと言い切れるものなのか。市は、「補助対象部分は工期内に完成したから補助金に影響はない。」と言われるがそれは国に確認済みか。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第七条第一項第三号には「補助事業等の内容の変更をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。」とあり、同法同条同項第五号では「補助事業等が予定の期間内に完了しない場合…すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。」と謳われている。1月14日に行われた工期の変更も含め、所定の手続きは行われたか。3月議会の契約金額変更の審査時に工期の変更時期は決まっていないという答弁だったが、省庁への報告は都合3回行われたということか。いつ行われたか。国の見解と指示はどうであったか

2. 財政調整基金に対する考え方の明確化について

- ①本市の財政調整基金は、平成29年の約284億円をピークとして令和6年度決算見込みでは約172億円まで減少した。令和7年度予算ではさらに28億円強が減少し約144億円の残高が見込まれている。また中期財政計画においては、2049年度末に10億円程度まで減少することが、あくまでも現状の収支バランスにおける減少曲線においてだとは理解するにしろ、明確に示されている。前市長の体制においては、何かあった時のため財政調整基金はいくらあってもよいという議会への答弁の基、全国と同規模自治体の中でもトップクラスの保有高を積み上げてきた。その一方で、貯めることが優先されるあまりか、約束していた事業実施への活用は少なかった印象がある。田中市長になってからは、就任3年目にして前体制の積み残し事業のいくつかをすでに実現されたほか、さらに実現に向けての具体案が示されているものもあり、滞っていた事業計画が一転して大きなスピード感を持って動き始めたが、財政調整基金については減少傾向が将来にわたっても顕著となってきているように見受けられる。政策実現という意味合いにおいて、個人として好まし

く思うのは後者の行動力ではあるものの、前体制の貯えがあつてこそその具現化であり、どちらがよいかという判断は軽々にできない。いずれにしても、財政調整基金保有高から見る財政基盤の将来展望について、心もとない思いがあるのは市民の本音だと捉えている。本年３月の予算決算特別委員会の質疑において、財政調整基金残高の適正額についての考え方を市がしっかり示さなかったことにより、自分もさらに不安感を募らせている。財政調整基金残高の適正規模については、大規模災害への対応から割り出す方式の他、標準財政規模や歳入規模、あるいは一般財源などの一定割合とする考え方など様々あるが、本市の考え方を改めて確認したい。国においては、地方の基金残高が大きすぎるのではないかといった考え方があり、県からは「財政調整基金の保有高について対外的に説明ができるようにしておくこと」という助言が発せられたと聞いている。その意味においても、市は財政調整基金保有高について、市民や議会に対しその根拠を明確にし、将来設計に対する方針を説明する責任があると考えがいかがか

- ②前市長体制では、幾度か重ねられた財政調整基金残高の根拠についての質疑に対し「何かあった時のために」という答弁が繰り返されてきた。おそらくその「何か」とは主として災害を想定されたものであると思われるが、期せずして「新型コロナウイルス」の蔓延により、「何か」への備えはやはり大切なのだと改めて思い知らされた。コロナ禍においては、国県の対応もあり、結果的には驚くほどに財政調整基金が減ることはなかったが、それでも令和２年度には一気に５０億円近い減少が見られ、初動の段階ではとても有効に機能したものと判断できる。質問は、前体制が貫いてきた「何かあった時のための財政調整基金」という考え方は、田中市政において転換されるものなのか、それとも有事に備える思いは持ち続けるのかをお尋ねする。後者であるなら、年度事業との連動もあろうが、こういった方向性や基準をもって備えを担保されるのか。根拠を基として、目途とする額を想定しておくことは肝要だと考えるもので、年度計画によって実質的には凹凸が生じて目標額を下回ったとしても、それをどう回復させるかといったローリング的な心構えが、指標だけを過信しない健全財政につながるものと考えが見解は